

秘
有・無期限
平成23年2月16日から 平成33年2月15日まで

基 発 0216 第 5 号
平成 23 年 2 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領
について」の一部改正について

平成 11 年 4 月 16 日付け基発第 250 号「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領について」（以下「基発第 250 号」という。）については、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害防止のための総合対策をより一層推進するため、平成 23 年 2 月 16 日付けで平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」が一部改正されたことに伴い、下記のとおり一部を改正し、平成 23 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

記

基発第 250 号の一部を次のように改正する。

基発第 250 号の記の 3 の（2）の見出しを「時間外労働協定の適正化等」に改め、同（2）中、同（2）を同（2）のイとし、イを（イ）、ロを（ロ）、ハを（ハ）とし、同（2）のイの見出しとして、「イ 時間外労働協定の適正化」を付して、同（2）のイの次に次のように加える。

ロ

（イ）

[Redacted content]

(口) 措置要領

a 監督指導の結果、法違反等が認められた場合には所要の措置を講ずること。

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

[illegible]

100

(二) 是正確認等について

法違反については、所要の是正確認を行うこと。

[REDACTED]
[REDACTED]
記の3の(4)を次のように改める。

(4)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
なお、代替休暇制度については、以下により、その適正化を図ること。